

施設提案型ネーミングライツ・パートナー募集要項

○ ネーミングライツとは

一般的に、施設等に愛称を付ける権利（命名権）のことを意味しておりますが、本市におけるネーミングライツの定義は、本市が所有する施設等の愛称を付ける権利を売却することです。

また、愛称を付ける権利を得た法人等のことを、本市では「ネーミングライツ・パートナー」と呼びます。

1 募集目的

本市では、施設を有効に活用し、新たな財源の確保と市民サービスの向上及び地域活性化を図ることを目的として、市が所有する施設に愛称を付けるネーミングライツ・パートナーを募集します。

この施設提案型の募集は、市が募集を行う施設の中から、愛称を付けたい施設を選び、ネーミングライツ料、契約期間等を提案していただく方法です。

2 対象施設

別紙「施設提案型ネーミングライツ導入対象施設一覧」のとおり

3 募集内容

ネーミングライツ・パートナーの応募に当たっては、次の項目について提案してください。

(1) 愛称

ア 市民が親しみやすい愛称としてください。

イ 施設の設定目的、イメージ等にふさわしい愛称としてください。

ウ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更はできません。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本市とネーミングライツ・パートナーと協議の上、その可否を決定するものとします。

※ あくまで愛称を付けるものであり、条例に定められている正式名称を変更するものではありません。

(2) 契約期間

原則3年以上10年以内とします。

※ 契約期間満了時に愛称の期間更新を希望する場合は、優先交渉権を有することとします。

- (3) ネーミングライツ料
想定しているネーミングライツ料（消費税額及び地方消費税額を含む。）を年額で提案していただきます。
- (4) 施設の魅力向上に関する提案
対象施設の市民サービスの向上に資する提案を募集します。
なお、本項目は提案がなくても構いませんが、積極的な提案を期待します。

4 応募資格

個人及び次のいずれかに該当する法人等は応募できないこととします。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる風俗営業を営む事業者
- (3) 消費者金融及び高利貸しに該当する事業者
- (4) ギャンブルに該当する事業者（ただし、公営競技は除く。）
- (5) 社会問題を起こしている業種を営む事業者又は社会問題を起こしている事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中の事業者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の事業者
- (8) 本市から指名停止措置を受けている事業者
- (9) 市税及び使用料などの債務を滞納している者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当するもの
- (11) 国、地方公共団体からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 上記に掲げるもののほか、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる法人等

5 募集方法

- (1) 募集期間

随時募集を受け付けます。

応募があった場合、申込書の提出日をもって当該施設に関する申込書の受付を停止し、当該応募について審査します。受付停止期間中の応募は受け付けません。受付の停止については、市ホームページに掲載いたしますので、必ず市ホームページをご確認ください。

なお、当該応募が失格となる等、ネーミングライツ・パートナーが選定されなかった場合は、応募の受付を再開します。

(2) 提出書類

- ア ネーミングライツ・パートナー申込書（様式1）
- イ 法人等の概要（様式2）
- ウ 法人等の定款，寄附行為，規約又はこれらに類するもの
- エ 法人等の申込日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表，収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類
- オ 法人等の事業報告書その他法人の事業内容を明らかにする書類
- カ 法人等の登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- キ 法人等の納税証明書
 - (ア) 法人税，消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 指宿市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又事業所を有する者については，主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税等※）について未納がないことの証明書
- ク 地域貢献の活動実績を示す書類（任意様式）
- ケ 看板設置図等（愛称の看板を設置する場合）（任意様式）

※ 「市町村税等」とは，各市町村が賦課徴収する市町村税全般（市町村民税，固定資産税，軽自動車税等），東京都の特別区にあつては都税をいいます。

(3) 提出部数

正本1部及び副本5部

(4) 提出先

指宿市総務部財政課財産契約係

〒891 - 0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

電話：0993-22-2111（内線143）

FAX：0993-24-3826

(5) 提出方法

提出書類一式を上記提出先に郵送又は持参をしてください。

ア 持参の場合，受付時間は土曜日，日曜日及び祝日を除く，8時30分から17時15分までとします。

イ 郵送の場合，上記(4)提出先に送付をお願いいたします。

6 選定方法

(1) 審査委員会の設置

本市の職員からなるネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し，委員が次の選定基準に沿って総合的に判断し，候補者を選定します。

選定項目	審査内容	選定基準
応募団体等	ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか	経営の安定性 事業内容 地域活動への理解・貢献
愛称	市民に受け入れられるか	親しみやすさ 呼びやすさ
契約条件	本市の希望との比較	ネーミングライツ料
		契約期間

(2) ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表

市は、候補者と協議し、協議が整った場合には、ネーミングライツ・パートナーを決定し、ネーミングライツ・パートナー名、施設の愛称、ネーミングライツ料等を公表します。なお、選定基準に基づく評価結果は公開しないものとし、選定結果については、応募者に文書で通知します。

7 費用負担

愛称表示に係る費用負担は、以下のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更 ^{※1}		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更 ^{※2}	○	

※1 敷地外や道路標識等の表示変更は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行うことができます。

※2 印刷物については、残部数や改定時期等を踏まえ、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、変更時期を決定させていただきます。

8 留意事項

- (1) 申込みに要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- (2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- (3) 提出書類は理由の有無を問わず返却しません。
- (4) 必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 提出書類は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができることとします。
- (6) 提出書類は、指宿市情報公開条例（平成18年指宿市条例第12号）の規定に

基づき開示することがあります。ただし、個人情報及び法人等の正当な利益を害する情報は非公開とします。

(7) 無効又は失格となる応募者

- ア 提出書類の様式及び応募条件に適合しないもの
- イ 虚偽の内容が記載されているもの
- ウ 本審査に関して審査委員との接触があったもの